

平成16年10月25日

第7号

# 素流協 News

平成16年10月25日発行・発行所 岩手県素材流通協同組合 盛岡市菜園1丁目3-6/電話019(652)7227/FAX019(652)7227

## いわての森林(もり)づくり検討会 中間報告書が出る!

「いわての森林(もり)づくり検討会」がどのようなものなのかを、まず説明する必要があるかもしれません。この委員会は、平成十六年二月に岩手県が設置したものであります。その設置の趣旨・目的は、本県の森林は古くから林業生産活動を通じて適切な管理が行われ、その結果として森林の公益的機能が維持されてきたが、近年、木材価格の低迷等により林業生産活動が停滞し、林家による森林整備だけでは、森林の公益的機能を維持することが困難になっている。一方、水源かん養や地球温暖化防止などの森林の公益的機能に対する県民の要請は、ますます多様化、高度化しているという状況の中で、広く県民の理解と参画を求め、本県の豊かな森林環境を将来にわたって保全し、森林の公益的機能の維持・増進を図ることを目的とした

新たな方策とその財源のあり方にについて検討することになります。この報告書の内容の概要は、まず本県の森林・林業の現状を分析し、森林の多面的機能に対する県民の期待の高まりと新たな森林整備の必要性を強調して、その新たな森林整備に向けた県民理解の醸成とめざす森林の姿を共有化することの必要性を述べております。

そして、この新たな森林整備は、循環型社会を作るという観点から実施するものと規定しており、その具体的な施策の推進方向として、森林整備のための多様な担い手の育成、森林所有者・森林管理主体の意欲の向上、森林や木材利用の必要性についての県民理解の醸成、県産材の利用促進を挙げて、これらの施策を推進していくための財源を確保するために新しい税制度の導入を図ることの必要性を述べ

ております。具体的な税制度の仕組みとしては、県民税に上乗せして納税する方式と水道料金の納付に併せて納税する方式が考えられます。報告書の詳しい内容については、本報告書が出てから見聞する機会もあると考えますので、今回出された中間報告書の中から、私たち素材生産事業を行っている者にとって参考になる事項に絞って取り上げてみたいと思います。

(1) 林業の現状

わが国の林業経営環境の変化として、近年の木材価格は、昭和五十年時の約四割に下落しております。樹種スギを見てみると、昭和三十六年には $1\text{m}^3$ のスギを売った代金で約十二人の伐木作業者を雇用できたのが平成十四年度には〇・六人だけしか雇用できないという状況であります。スギの立木価格は、昭和五十年に一九、七〇円/ $\text{m}^3$ であったのが平成十四年では五、三三二円/ $\text{m}^3$ で当時の約三割まで下落しております。また、

伐採作業者賃金(一日当たり)は、昭和五十年に対して平成十四年では約四倍であります。これらの数値からも分るように賃金の上昇と木材価格の下落・低迷が現在の素材生産事業の厳しい現状を如実に示しております。

## (2) 本県の林業産出額の推移

林業産出額というと、木材生産のほか薪炭生産、栽培きのこ、その他の副産物の全体の産出額をいいますが、ここでは木材生産額のみを見てみますと昭和五十五年三六〇億円(一〇〇.〇%)、昭和六十年二、九八五千万円(八.七%)、平成十年一、六一二千万円(四四.一%)、平成十四年一、一七一千万円(三三.一%)という推移を示しており、林業の衰退の

経緯をはつきりと認識できます。

## (3) 本県の林業労働力の推移

本県の林業労働力の推移を見ますと、林業に年間六〇日以上従事している労働者が昭和五十六年度に六、六七一人で、そのうち六〇歳以上が八三六人(全体の一三%)であります。が、平成十四年度になると、林業労働者数二、三六二人で昭和五十六年度に比べて約三分の一に減少するとともに、六〇歳以上が一、一二二人と約半数を占める状況となっています。

さて、これまで先の報告書で分析している数値をもとに、森林・林業のおかれている厳しい現状を述べてみました。これら森林・林業を覆う苦しい環境を開拓する方途を見出すのは容易ではありません。

このテーマを取り上げるについては、少々勇気が必要であった。しかし、荷が重いとも感じている。しかし、私が四十年以上にわたって森林・林業に関わってきた過程において、このテーマに関する問題に幾度も遭遇してその事案の解決に当たるた

んが、まず私たちが置かれている状況の全体像を承知しておくこと

も大切であります。その

上で、私たち自らができることが

手をつけて少しでも前進を続け

る必要があります。そのためには、

素材生産された丸太が安定的に供給できる需要先があることが極めて重要であります。そこに岩手県素材流通協同組合の存在意義があるわけであります。

## 今月のトピックス

素流協より

### 職員の採用予定について

ホクヨーブライウッド㈱より  
北日本ブライウッド㈱より

丸太出荷日出荷時間を厳守して

下さい。

素流協ニュース第四号(七月二十五日付)でもお知らせいたしましたが出荷可能日案内書にしたがい出荷されますようお願ひいたします。

業務の拡充のため左記の者を十月一日より採用し業務運営に万全を期すことといたしましたのでお知らせいたします。

記

氏名 高橋 早弓(男性)  
生年月日 昭和三十三年八月七日  
出身地 青森県八戸市

最終学歴 北海道大学農学部  
林学科

ために熟考した課題であるので、いつの日にかは取上げてみたいとも考えていた。「森林と自然保護」という大きな命題については、学者、研究者、行政官、林業関係者等々多くの人々がいろいろな考え方・意見を述べてきており、その論争にお合意がなされてはいないと考えて

いても中庸の意見が少なく対立する概念のぶつけ合いであった。最近はこのテーマに関する論争も少し深化(進化)してきているようであるが、現時点においてもこのテーマに関する論争が収斂して結論、

二回の記事分量では書き尽くせないので連載ではなくて、時期を見ても書き連ねてみたいと思つては書きました。前置きが長くなつたが、本論に入らせていただくことにする。

「森林」とは、森林法で「森林

ヒロシの独白

# 森林と自然保護



とは、立木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある「立木竹」となっているが、自然保護との関係からいうと、もう少し広い概念で考える必要があるかも知れない。すなわち、先の法律的定義に加えて、「並びにこれらと一体となつて生育・生息する他の生物等をいう」となるのではない。

「自然とは、人工の加わらない、そのままの状態」、英語の辞書で「ネイチャ」を引くと、「動物、植物、鉱物界、風や雨など、人間によつて作られたものでない現象」とある。このようないかん手の加わっていない状態や現象によつて作られた物を、自然保護の対象としての「自然(物)」といつてよいであろう。

そこで自然保護の観点から見た「自然なる森林」とは、人間の手が加わらないという意味から「原生林」を指すことになる。ところ

で、学者・研究者の中には、わが国においては、厳密にいって原生林はほとんどないと言つている人がいる。人手の加わる程度の差はあるけれども、北海道の知床の森林にしても青森県、秋田県にまたがる白神山地や岩手県、秋田県、宮城県にまたがつていて栗駒山・

柄ヶ森のブナにしても、決して厳密には原生林ではないといわれてゐる。誤解のないように言うが、上に述べた地域の森林が大切ではない、ブナを伐つてもよいということではない。「原生林」ということについて述べているだけである。古くにはこれらの森林の奥深くに木地師が入り込んで適当な木を伐倒して盆や椀などの木製品を作つたし、炭焼きも入つて原本を伐つたであろう。そのような人手が入つて現在の林相ができたのである。かつて、有名な学者であった大内力氏がある雑誌に「自然とは何か」という一文を書かれていたが、その内容をかいづまんでも話

すると、「日本のような国に、昔から斧やノコギリの入らなかつた文字通りの原生林はないだろう」と言つており、「先祖代々、適当に採伐し、下草刈りなどといった適当な手入れをして立派な林相が出来てきたのである」、そして、

いうのは、人為をいつさい加えないことではないであろうと言い、さらに「治山・治水から環境維持にいたるまで、自然の恩恵が最大限に享受できるように、山林も平原林も都市の緑地もすべて緻密な計画にもとづいて人為的に手を加えていくこと、それが自然保護なのである。逆説的だが自然とは、人間によつて作られ維持された対象の一定の状態を意味する——そのくらいの共通の理解から出発して、自然保護に取り組むことが必要なのである」とまで言い切つてゐる。私もこの大内先生の考えに對しておおむね同意見である。人々によつて、自然保護に対する考え方方が異なるであろうし、時代の変遷や環境の変化等種々の要因によつて自然保護の概念のとらまえ方や人間と自然の関係も変わるべきものかもしれない。したがつて、現代における森林と自然保護の関係についても、よく考えてみる必要があろう。

わが日本国は、自然保護と人為が加わつてゐるのならば、わが国においては森林に対する自然保護は、論理的に存在しないことになる。

## 9月の販売実績

ホクヨープライウッド(株)、北日本プライウッド(株)の2社に出荷した合板用丸太の平成16年9月の販売実績は次のとおりです。9月に入ても天候不順は続いておりますが順調な出荷で4,900m<sup>3</sup>の出荷となりました。年間計画49,000m<sup>3</sup>÷12ヶ月=4,083m<sup>3</sup>を4ヶ月連続でクリアしていることから計画達成に明るさを増してきました。

項目 樹種	長級 m	径級 cm	販売先		計 m <sup>3</sup>	累計 m <sup>3</sup>	出荷割合	
			ホクヨープラ イウッド(株)	北日本プラ イウッド(株)			樹種毎 %	樹種級毎 %
			m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>			m <sup>3</sup>	%
スギ	1.9	14上	865	487	1,352	8,024	57.1	
	4.0	14上	580	305	885	6,038	42.9	
	計		1,445	792	2,237	14,062	50.3	100.0
カラマツ	1.9	14上	1,774	260	2,034	9,872	94.4	
	4.0	14上	58	153	211	581	5.6	
	計		1,832	413	2,245	10,453	37.4	100.0
アカマツ	1.9	16上	216	81	297	2,833	90.3	
	4.0	16上		10	10	304	9.7	
	計		216	91	307	3,137	11.2	100.0
サワグルミ	1.9	20上	45		45	307	1.1	100.0
合計			3,538	1,296	4,834	27,959	100.0	100.0

▽本県における森林の公益的機能を評価して金額に換算すると、年間約二兆六千億円となり、全国森林における公益的機能の評価額の約三・八%となるという。今年は例年にないほど数多くの台風が上陸し、各地に甚大な被害を及ぼしたが、これらの台風による被害額には森林の公益的機能の劣化や消失分は入っていないはずである。この損失額を森林総合研究所に試算してもらつてはどうか。それに加えて、それらの機能が旧に復するために何は、所要経費はどの位で、所要年月や緊急を要する機能補完になるのかが知りたいものである。森林の公益的機能の評価額が算出されるようになってからになる。森林の公益的機能の評価額ための代替案はどのようなものになる。森林の公益的機能の評価額が算出されるようになってから久しいものがある。一歩進めて各種災害にもとづく損失額の試算モデルも必要ではなかろうか。